

地方拠点強化税制とは？

本社機能を・・・

- ⇒ 地方で拡充する場合
- ⇒ 東京23区以外から地方に移転する場合
- ⇒ 東京23区から地方に移転する場合



税制等の支援措置を受けることができます！

税制等の支援措置を受けるためには？

ステップ① (整備計画)

都道府県知事から整備計画※の認定を受けること！

⇒「拡充型事業」又は「移転型事業」を行う場合が認定対象

◆拡充型事業：地方で本社機能を拡充する場合など

◆移転型事業：東京23区から地方に移転する場合

(※)「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の略

ステップ② (税制適用)

確定申告を必ず行うこと！

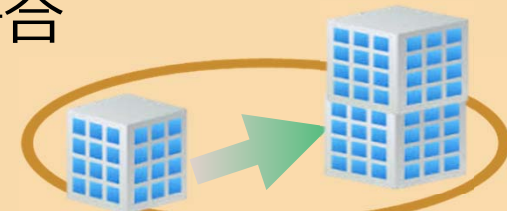
⇒税制支援措置を受けるためには、確定申告を行わないといけない時期に、必ず確定申告を行う必要があります。

拡充型事業とは？

本社機能を地方で拡充する場合や
東京23区以外から地方に移転する場合

例えば

- 地方に本社を置く企業が、その本社を増築する場合
- 東京23区以外の地方都市に本社を置く企業が、別の地方都市に本社の一部を移転する場合



本社機能の機能強化(拡充)

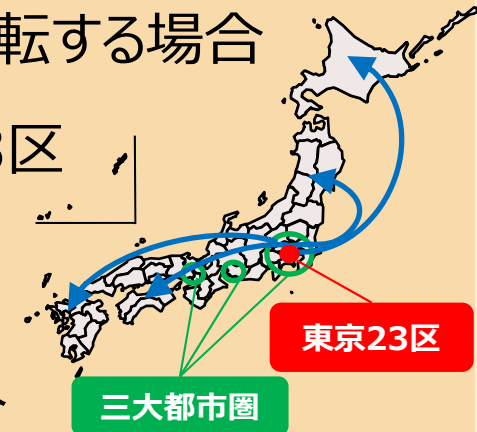
- 地方都市において、新しく起業するために本社を整備する場合

移転型事業とは？

本社機能を東京23区から地方に移転する場合

例えば・・・

- 東京23区に本社を置く企業が、地方都市に本社を移転する場合
- 地方にある主力生産工場に研究所を建設し、東京23区の本社から研究開発機能を移転する場合
- 東京23区に本社を置く企業が、地方都市に**本社の一部を移転**するためにサテライトオフィスを設置する場合



本社機能とは？

事務所



調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、総務・人事部門などの業務のために使用される事務所

研究所



研究開発において重要な役割を担うもの

研修所



人材育成において重要な役割を担うもの

※業種に制約はありませんが、工場や店舗は対象外です。

どのような支援措置があるの？

主な支援措置は以下のとおりです。

■ 設備投資減税(オフィス減税)

- 建物等を取得した場合に、法人税の減税措置を受けることができます。

■ 雇用促進税制

- 新たに従業員を雇い入れた場合に、法人税の減税措置を受けることができます。

■ 地方税の不均一課税

- 不動産取得税、固定資産税、事業税の減税措置を受けることができます。
(注)各自治体毎に対応が異なりますので、必ず移転・拡充先として検討している自治体に確認してください。

支援措置のメリットについて

■ 設備投資減税(オフィス減税)

- 建物等の取得価額に対して、**特別償却15%**又は**税額控除4%**(拡充型)

【具体例】 取得価額9,000万円のオフィスを新築

特別償却：1,350万円 又は **税額控除：360万円**の優遇！

■ 雇用促進税制 ※雇用促進税制とオフィス減税合わせて当期法人税額の30%を限度

- 本社機能における増加雇用者に対して**1人あたり最大60万円**の税額控除(拡充型)

【具体例】 本社機能において、10名の無期雇用かつフルタイムの者を新規採用

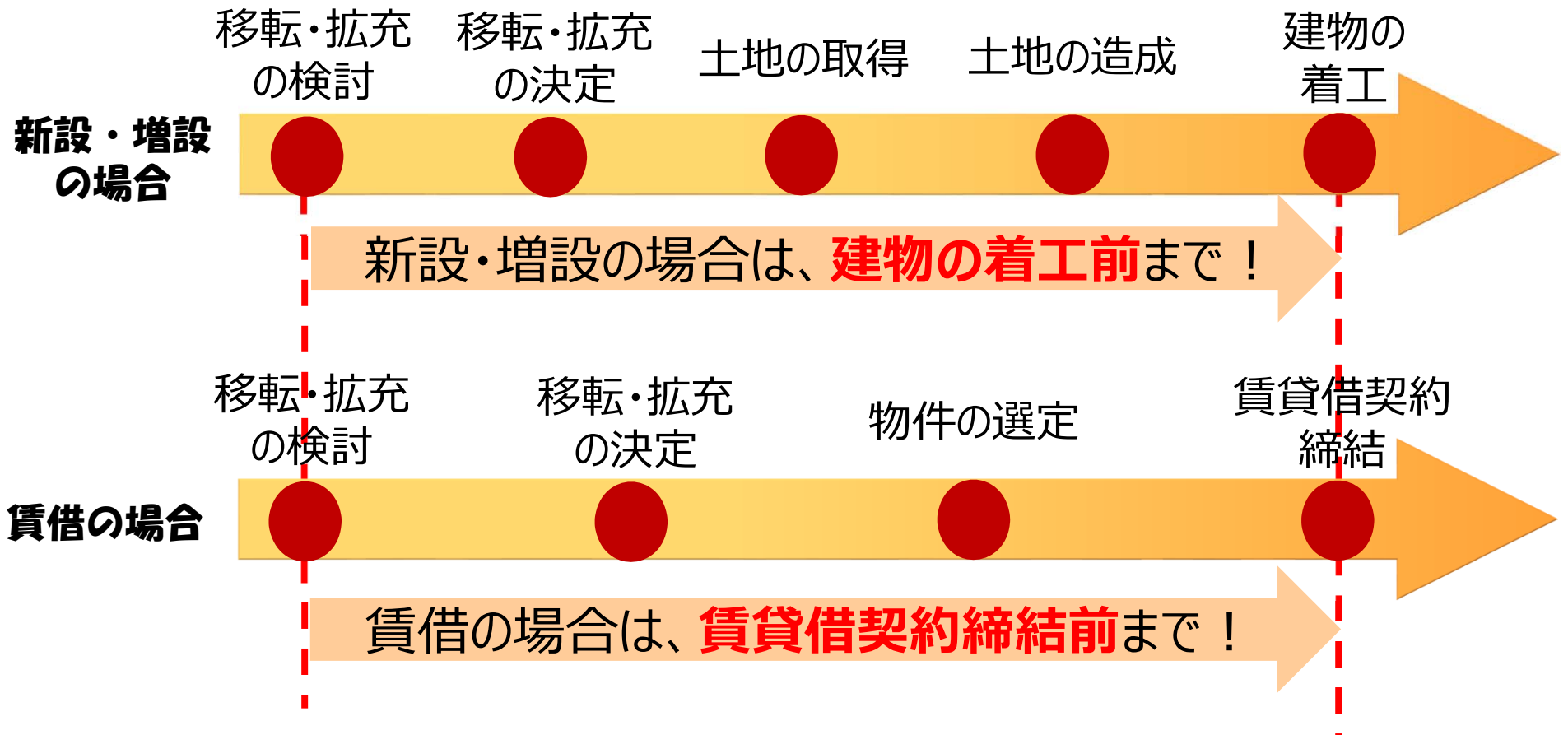
税額控除：600万円(60万円×10人)の優遇！

■ 移転型は、拡充型よりも深掘りした税制支援措置を受けることができます！

	拡充型事業	移転型事業
設備投資減税	特別償却15%又は税額控除4%	特別償却25% 又は 税額控除7%
雇用促進税制	本社機能における増加雇用者に対して1人あたり最大60万円の税額控除	拡充型の支援措置に加え、東京23区からの転勤者を含む本社機能の増加雇用者1人あたり30万円を税額控除(最大3年間)。 ※法人全体又は本社機能の雇用者数が減少した年以降は不適用。

※詳細については、移転・拡充先として検討している自治体に確認してください。

整備計画の認定はいつまでに受けるの？



注意すべきことは？

■ 支援措置を受けることができる地域か確認すること！

- 税制等の支援措置を受けることができない地域があります。
- 移転・拡充先となる都道府県に、移転・拡充先が支援措置を受ける事ができる地域であるか必ず確認してください。

■ 都道府県への相談は、早めに行うこと！

- 通常、整備計画の認定までには概ね1ヶ月を要しますので、移転・拡充を検討している場合は、お早めに都道府県に相談してください。

税制支援措置を受けるにはどうしたらいいの？

■ 必ず確定申告すること

- 確定申告までの流れ(特にどの事業年度に確定申告すべきか)等について、事前に管轄の税務署に確認してください。

✓ 設備投資減税の確定申告は、建物を供用開始した年度に行う

✓ 雇用促進税制の確定申告は、適用年度毎に以下の流れで行う

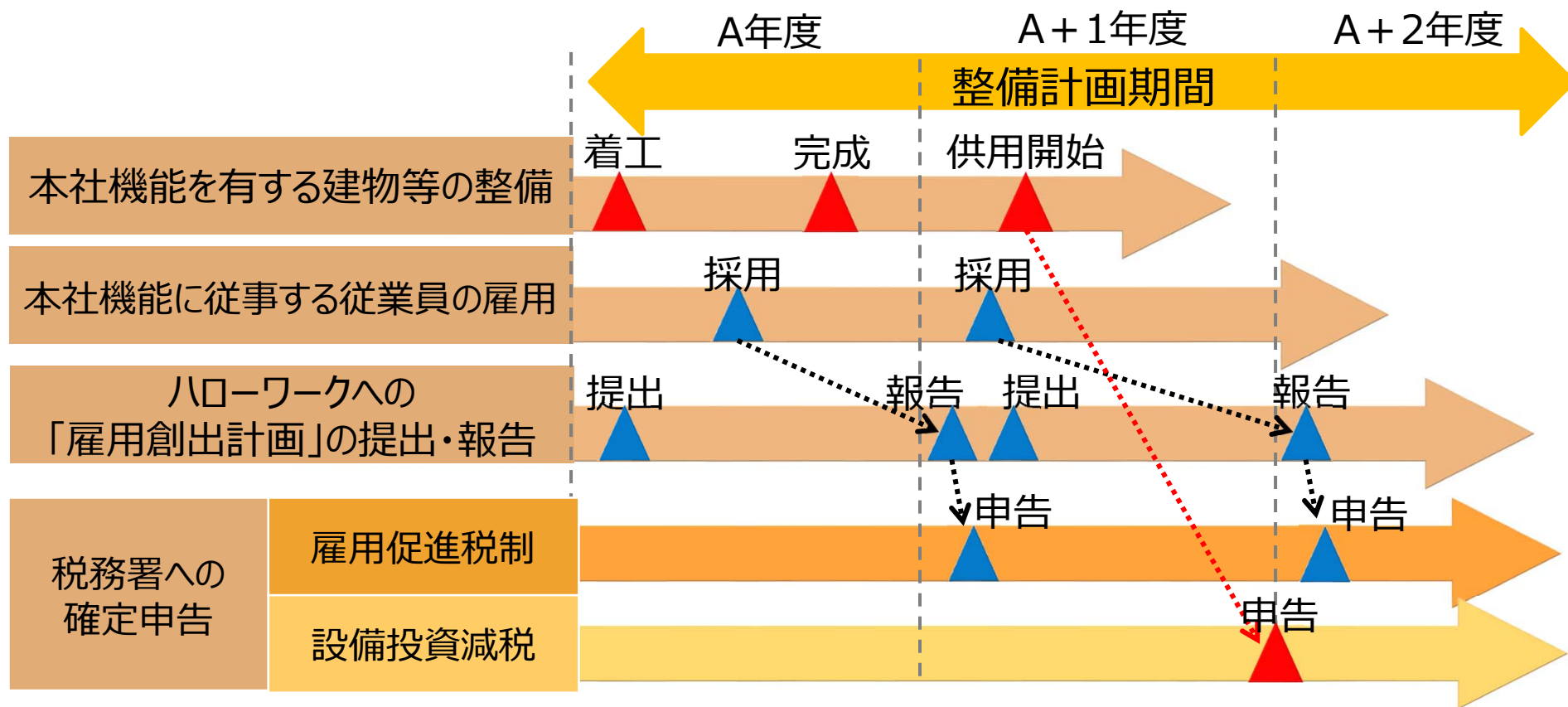
①適用年度開始後又は整備計画認定後2ヶ月以内に本店・本社を管轄するハローワークに雇用促進計画を提出する。

②適用年度終了後2ヶ月以内(個人事業主は3月15日まで)に本店・本社を管轄するハローワークにおいて、雇用促進計画の達成状況の確認を受ける。

③達成状況の確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付し、**期日までに**確定申告を行う。

※上記2つは一般的な例であるため、確定申告の方法や時期については、**管轄の税務署へ必ず事前に確認**してください。

確定申告までの流れについて



※毎年度雇用促進税制の要件を満たしていることを前提としています。
※整備計画の期間と事業年度の期間が同一であることを前提としています。

注意すべきことは？

■ 整備計画の認定を受けているからといって、税制支援措置を必ず受けることができるわけではない！

- 税制支援措置を受けるための要件が、設備投資減税(オフィス減税)、雇用促進税制それぞれにあります。
- 詳しくは、移転・拡充先となる都道府県又は下記URLからパンフレットをダウンロードいただき、ご確認ください。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>

■ 地方税(不動産取得税等)の減税措置を受ける方法等については、必ず自治体に事前に確認すること！

移転・拡充を行った事業者の声

地方拠点強化税制は、移転・拡充する
事業者を後押しします！



開発力・技術力・生産力の向上を図ることができた！



優秀な人材を採用することができた！



オフィスの更新により、従業員の作業環境の改善や勤
労意欲の向上を図ることができた！



産学官連携による共同研究体制の確立を図ることが
できた！